

久喜市議会
令和 7 年定例会
令和 7 年 5 月招集会議議案

議 案 目 録

議案第 1 号	令和 7 年度久喜市一般会計補正予算（第 2 号） について	1
議案第 2 号	器物破損事故による損害賠償の額を定めること について	2
報告第 1 号	建設改良費の繰越額の報告について	3
報告第 2 号	継続費通次繰越額の報告について	5
報告第 3 号	建設改良費の繰越額の報告について	7
報告第 4 号	継続費通次繰越額の報告について	9
報告第 5 号	専決処分の報告について（久喜市税条例の一部 を改正する条例）	1 1
報告第 6 号	専決処分の報告について（久喜市都市計画税条 例の一部を改正する条例）	1 5
報告第 7 号	専決処分の報告について（久喜市国民健康保険 税条例の一部を改正する条例）	1 8
報告第 8 号	専決処分の報告について（久喜市水道事業の布 設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例 の一部を改正する条例）	2 1
報告第 9 号	賃貸借契約の締結の報告について（久喜市統合 型校務ネットワーク更改用機器の賃貸借）	2 4

議案第 1 号

令和 7 年度久喜市一般会計補正予算（第 2 号）について

令和7年度久喜市一般会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 5 月 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第2号

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、議決を求める。

- 1 損害賠償額 971,047 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○
- 3 事故の概要

令和7年2月11日午前11時45分頃、久喜市桜田2丁目地内の桜田運動公園南側付近において、強風により街路樹が道路方向へ倒れ、通りかかった乗用車を破損させた。

令和7年5月9日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

器物破損事故による損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出するものであります。

報告第 1 号

建設改良費の繰越額の報告について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、令和6年度久喜市水道事業会計予算建設改良費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 5 月 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和 6 年度久喜市水道事業会計予算繰越計算書
 地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						工事負担金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	施設整備事業	2,055,417,000 円	1,422,589,512 円	413,554,000 円	73,320,000 円	0 円	340,234,000 円	219,273,488 円	0 円	地下埋設物の撤去や 関係機関との調整に 不測の日数を要した ことなどにより、年 度内の工事完了が困 難となったため。

報告第2号

継続費通次繰越額の報告について

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定により、令和6年度久喜市水道事業会計予算継続費の通次繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和7年5月9日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和 6 年度久喜市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和 6 年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込) 額	残 額	翌 年 度 通 繰 越 額	翌年度通次繰 越額に係る財 源内訳	翌年度通次繰 越額に係る繰 越を要するた な卸資産の購 入限度額
				予算計上額	前年度通次 繰 越 額	計				損 益 勘 定 留 保 資 金	
1 資本的支出	1 建設改良費	吉羽・本町浄水場配水 設備及び県水受水設備 更新工事	円 365, 200, 000	円 59, 400, 000	円 0	円 59, 400, 000	円 0	円 59, 400, 000	円 59, 400, 000	円 59, 400, 000	円 0

報告第 3 号

建設改良費の繰越額の報告について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、令和6年度久喜市下水道事業会計予算建設改良費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 5 月 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和 6 年度久喜市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
公共下水道 1 事業資本的 支出	1 建設改良費	污水管渠 建設改良事業	円 855,790,000	円 369,274,510	円 443,369,000	円 119,700,000	円 310,300,000	円 13,369,000	円 43,146,490	円 0	地下水位が高く、 開削から推進へ一 部工法変更が生じ 不測の日数を要し たことなどによ り、年度内の工事 完了が困難となっ たため。
		雨水ポンプ場 建設改良事業	225,351,000	172,801,200	16,261,000	0	15,400,000	861,000	36,288,800	0	既存の扉体の腐蝕 や損傷が激しく、 補修塗装等から新 規で製作する必要 が生じ不測の日数 を要したことによ り、年度内の工事 完了が困難となっ たため。

報告第4号

継続費逦次繰越額の報告について

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定により、令和6年度久喜市下水道事業会計予算継続費の逦次繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和7年5月9日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和6年度久喜市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額 に係る財源内訳		翌年度繰越額 に係る繰越を要するた な卸資産の購入 限度額
				予算計上額	前年度 繰越額	計				企業債	損益勘定 留保資金	
公共下水道 1 事業資本的 支出	1 建設改良費	下新井中継ポン プ場更新工 事	円 287,942,000	円 36,464,000	円 0	円 36,464,000	円 27,720,000	円 8,744,000	円 8,744,000	円 8,744,000	円 0	円 0

報告第 5 号

専決処分の報告について（久喜市税条例の一部を改正する条例）

久喜市税条例（平成22年久喜市条例第61号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和 7 年 5 月 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和7年3月31日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市税条例の一部を改正する条例

久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エに掲げるもの」を「ウ及びオに掲げるもの」に改め、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示する」に改め、同項第5号中「運転免許証の番号、交付年月日及び」を「運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。))の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第24項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第25項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2

第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の久喜市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第 6 号

専決処分の報告について（久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例）

久喜市都市計画税条例（平成22年久喜市条例第63号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和 7 年 5 月 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和7年3月31日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例

久喜市都市計画税条例(平成22年久喜市条例第63号)の一部を次のように改正する。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第5項(見出しを含む。)中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第6項第1号中「名称及び個人番号」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)」を、「又は法人番号」の次に「(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」を加える。

附則第18項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の久喜市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第 7 号

専決処分の報告について（久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

久喜市国民健康保険税条例（平成22年久喜市条例第64号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和 7 年 5 月 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和7年3月31日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例（平成22年久喜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 8 号

専決処分の報告について（久喜市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例）

久喜市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成25年久喜市条例第31号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和 7 年 5 月 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

令和7年4月15日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部
を改正する条例

久喜市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成25年
久喜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第11号及び第4条第8号中「第34条第1項及び第2項」を「第37条第1項及び
第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第9号

賃貸借契約の締結の報告について（久喜市統合型校務ネットワーク更改用機器賃貸借）

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例（平成29年久喜市条例第20号）第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 契約の名称 | 久喜市統合型校務ネットワーク更改用機器賃貸借 |
| 2 | 契約の目的 | 賃貸借契約期間が満了する校務ネットワークに係る機器等を更改することにより、教育環境の充実を図る。 |
| 3 | 契約の金額 | 317,539,200 円
(月額5,292,320円) |
| 4 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方の住所及び氏名 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目9番6号
N T T ・ T C リース株式会社 関東支店
支店長 臼 井 淳 |
| 6 | 契約締結の年月日 | 令和7年2月28日 |
| 7 | 契約の期間 | 令和7年3月15日から令和12年3月14日まで |

令和7年5月9日提出

久喜市長 梅 田 修 一